

II 秦コミュニティ計画

(まちづくりの目標)

将来像は

北山の自然と生活が調和するまち

(まちづくりの体系)

1 自然環境の保全・活用

(1)自然環境の保全

- ①北山の自然環境保全 ②農地の保全・整備
- ③河川・農業用水の水質浄化

(2)自然とのふれあいの場づくり

- ①自然にふれあうことのできる場所の確保
- ②親水性を考慮した河川整備 ③公園の整備

(3)花とみどりの創出

2 生活基盤の整備

(1)人にやさしいみちづくり

- ①都市計画道路の早期整備 ②道路の有効幅員の確保
- ③道路補修等の維持管理 ④安全性の向上

(2)高齢者等対策

3 地域交流の活性化

(1)教育文化施設の充実

(2)歴史のまちづくり

(3)地域交流の活性化

(4)青少年健全育成

(5)住民モラルの向上

1 自然環境の保全・活用

北山県立自然公園の自然環境の保全と案内板等ハイキングコースの整備を進めなければなりませんし、名切川の生態系に配慮した河川整備の継続やその他の河川の水質浄化にむけた取り組みも必要です。同時に秦泉寺公園の早期完成や、プランター、生け垣の設置等花と緑豊かな町並みの形成に努めなければなりません。

(1) 自然環境の保全

①北山の自然環境保全

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・北山のパトロール ○8年度に市民の参加を呼びかけ、北山探検隊として北山を調査
○ゴミ等の不法投棄防止のための定期的なパトロールの実施
○北山全体の自然環境保全については今後、総合的に研究・検討

②農地の保全・整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・市街地農地 ○農協の協力を求め、生活者、市民、行政、農協で一体となった対応の場の設置は可能

③河川・農業用水の水質浄化

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・河川等の清掃 ○浦戸湾・七河川一斉清掃の定着
○地域での一斉清掃等清掃活動については事前連絡があれば軍手、ゴミ袋の配付やゴミ収集の協力・対応は可能
- ・水切り袋 ○使用拡大のため、啓発用チラシの作成、広報紙でPR等を実施
- ・合併処理浄化槽 ○設置のための補助金制度活用について普及促進

中長期的に実施すべき事業

- ・河川水質浄化 ○高座川で四万十川方式をテストケースとして設置しており、その結果をみでの全市的な検討課題
- ・公共下水道 ○下水道計画に基づき、順次整備
(但し、当地区は街路整備の関係で当分の間事業着手は困難)

(2)自然とのふれあいの場づくり

①自然にふれあうことのできる場所の確保

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・一の谷整備 ○名切川上流は高速道路関係事業で整備中
○護岸に植生ブロックやホタルブロックの採用により生態系に配慮した河川整備を今後とも継続
- ・北山のハイキングコース整備 ※ハイキングコースの整備を住民と行政の協働作業により実施
(道標, 案内板, ハイキングマップ 等)

— 実施困難 —

- ・三谷公園整備 ○三谷公園は個人の所有地であり, 対応困難

— 他機関への要望 —

- ・ハイキングコースPR ○バス停留所名の変更については, 事業者へ検討の依頼

②親水性を考慮した河川整備

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・親水護岸 ○敷紡東側の水路の親水護岸整備については, 今後の敷紡跡地の計画と合わせ検討

— 他機関への要望 —

- ・親水護岸 ○薊野塚ノ原線と名切川の交差点部周辺の河川護岸は河川改修が既に完了
○今後, 可能な限り親水性を高める構造となるよう県に要望

③公園の整備

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・秦泉寺公園 ○昭和57年より公園整備を開始
(8年度末の進捗率72.28%)
- ・公園空白地 ○借地基準に合致する用地があれば, 整備

(3)花とみどりの創出

— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・プランターの設置 ○花いっぱい事業として, プランターの貸出を実施(年2回)
- ・生け垣設置奨励金制度PR ○みどりの週間等のイベントとして, 生け垣づくりの実演, 奨励金制度の継続の資料, チラシ等の配付, 樹木, 花等に関する相談の実施
○奨励金制度等については, 8年度に一部改正を行なったが, 今後は広報紙等を活用し積極的にPR

2 生活基盤の整備

現在建設中の幹線道路の早期完成とともに、狭隘な生活道の側溝への蓋掛け等による有効幅員の確保や、路面補修に取り組むとともに、抜本的な二項道路対策についても研究検討が必要です。また、交通安全施設の設置や街角ベンチの設置についての検討を行なう等人にやさしいみちづくりにむけた取り組みが必要です。

(1)人にやさしいみちづくり

①都市計画道路の早期整備

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 薊野塚ノ原線 ○現在事業実施中（11年度完成予定）
- ・ 高知前里線 ○同 上 （10年度完成予定）

②道路の有効幅員の確保

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 側溝への蓋掛 ○有効幅員4.0m以下の市道については、地元全員の同意があれば側溝整備時に蓋掛けを実施

中長期的に実施すべき事業

- ・ 二項道路 ○庁内で研究チームを編成し、今後の対応のあり方について検討
- ・ 車の回転広場 ○用地の提供があれば整備可能
- ・ 電柱の移設 ○具体的な陳情・要望により検討
○規格の見直し、側溝の暗渠化、民地への移設等
- ・ 隅切り整備 ○用地の提供があれば整備可能

実施困難

- ・ 用地買収による整備 ○認証事業以外は用地寄付による整備が基本

③道路補修等の維持管理

実施中又は短期に実施予定の事業

- ・ 路面補修 ○具体的な要望により、調査し実施

中長期的に実施すべき事業

- ・ 市道編入 ○8年度に第3回市道再編入事業を実施
○9年度から登記作業、市道認定は10年度から行い、順次整備予定

④安全性の向上

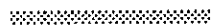
— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・金谷橋交差点 ○現在事業実施中（9年度完成予定）

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・ガードレール設置 ○加賀野井団地上がり口のガードレール設置については、秦3号線の整備事業または、交通安全整備事業で今後検討

(2)高齢者等対策



— 実施中又は短期に実施予定の事業 —

- ・高齢者対策のPR ○高齢者ガイドブックを作成し、関係者に配付（8年4月発行）
○広報あかるいまちやテレビ・ラジオの広報番組を通じPR

— 中長期的に実施すべき事業 —

- ・街角ベンチ ○歩道への設置は、歩道は2m、自歩道は設置後3m以上の幅員が必要条件
○新設道路整備時の残地などの公共用地や地権者の用地提供があれば、積極的に検討（地元管理が基本）

— 他機関への要望 —

- ・バス停ベンチ ○バス停への設置については、事業者に要望

3 地域交流の活性化

地域の史跡等の保存と活用のためのハイキングマップの作成に取り組むとともに、自販機の規制や、あいさつ運動の充実等青少年健全育成、ゴミ出しマナー、ペットの飼い主のモラルの向上等良好なコミュニティづくりについても取り組んでいかなければなりません。また、活動の拠点となる施設については、現在の文化センターの機能充実をふくめ支所問題検討委員会の報告を素案とした協議が必要です。

(1)教育文化施設の充実



- 中長期的に実施すべき事業 —
- ・ 拠点施設整備 (複合施設) ○全市的なバランス等をも考えた総合的な視点から、今後、検討
 - ・ 学校開放 ○学校の余裕教室の活用は、教室の場所が警備上支障のない限りにおいては出来る限り開放
 - ・ 秦文化センターの施設充実 ○「支所問題検討委員会」の報告を素案とし、今後地元と協議

(2)歴史のまちづくり



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ 史跡等の整備 ○市民の自主的な文化財保存や歴史研究活動について、必要な情報提供や支援を実施
※北山の史跡案内板等の設置事業を実施
 - ・ 史跡マップ作成 ※史跡等も含めた北山ハイキングコースマップを作成

(3)地域交流の活性化



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ コミュニティ集会所 助成制度PR ○広報「あかるいまち」や町内会連合会の広報紙等に機会あるごとに掲載し単位町内会や市民に広く周知徹底を図る
 - ・ 防災施設等整備補助の活用 ○地域の自主防災組織が行う、防災施設等の整備事業に対し、事業費の一部を助成（9年度から補助率 1/2、限度額50万円）
○地域で自主防災組織を結成することによって、この制度が利用できることも含め、PR活動に取り組む

(4)青少年健全育成



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ **自動販売機設置の制限** ○12年度までには、自動販売機による酒類の販売の全面中止について、高知県小売酒販連合会で検討
○タバコや酒類の自販機による販売の制限は、23時～5時まで実施中
 - ・ **あいさつ運動** ○秦小学校区青少年育成協議会において、「あいさつは いつでも どこでも自分から」をモットーにあいさつ運動を展開中
○地域への看板等の設置については、要望があれば検討
 - ・ **青少年の地域行事への参加** ○秦小学校区青少年育成協議会において、ボランティア活動、環境美化活動等を実施しており、今後も地域と連携を図るよう要請

(5)住民モラルの向上



- 実施中又は短期に実施予定の事業 —
- ・ **ゴミ出しのマナー** ○町内会へのチラシの配付や広報紙の活用等機会あるごとにPR活動展開
(転入届出の際、チラシの配付によりゴミ出しマナー徹底を実施)
 - ・ **巡回指導** ○定期的にパトロールを行っているが今後も関係機関と連携を図っていく
 - ・ **犬の飼い主のマナー** ○春、秋の年2回の狂犬病予防注射の際に、啓発用チラシの配付のほか、広報紙によるPRを実施
○ペットの飼育に関しては「高知県動物の保護及び管理に関する条例」有り